

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及び第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十四日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年十一月一日から適用する。

平成二十八年十月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次のように改正する。

第十第二号一口中「掲げるもの」の下に「並びにエチゾラム及びゾピクロン」を加える。

第二 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次のように改正する。

第十第二号一口中「並びにエチゾラム及びゾピクロン」を削る。

第十第二号二イ中「エスタゾラム」の下に「、エチゾラム」「ジヒドロコデインリン酸塩」

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

の下に「、ゾピクロン」を加える。

◎療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）

（新旧対照表）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

	第十 （略）	第十 （略）
二	厚生労働大臣が定める注射薬等	厚生労働大臣が定める注射薬等
（一）	投薬期間に上限が設けられている医薬品	投薬期間に上限が設けられている医薬品
（二）	療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬	療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
（三）	イ　　（略）	イ　　（略）
（四）	ロ　　麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬 （二）及び（三）に掲げるもの並びにエチゾラム及びゾピクロンを除く。）	ロ　　麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬 （二）及び（三）に掲げるものを除く。）
（五）	ハ　　（略）	ハ　　（略）
（六）	（略）	（略）

◎療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
(一) 口・ハ (略)	<p>厚生労働大臣が定める注射薬等 (略)</p> <p>(一) 投薬期間に上限が設けられている医薬品 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 (略)</p> <p>(二) 麻薬及び向精神薬取締法第一条第六号に規定する向精神薬 (一)及び(二)に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) ハ (略)</p> <p>療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 (略)</p> <p>イ 内服薬 アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クロゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、クロゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィン・エフェドリン配合剤</p>	<p>厚生労働大臣が定める注射薬等 (略)</p> <p>(一) 投薬期間に上限が設けられている医薬品 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 (略)</p> <p>(二) 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬 (一)及び(三)に掲げるもの並びにエチゾラム及びゾピクロンを除く。)</p> <p>(三) ハ (略)</p> <p>療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 (略)</p> <p>イ 内服薬 アルプラゾラム、エスタゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クロゼパム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、クロゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパム、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィン・エフェドリン配合剤</p>